

陳述書

令和 5 年 4 月 22 日

東京地方裁判所 民事第 50 部 合（ろ）係御中

平成 27 年（ワ）第 13562 号

福島被ばく損害賠償請求事件

福島県双葉郡双葉町大字郡山字馬場 116 番地

原告 井戸川克隆



安全確保協定に基づく双葉町の
「事前了解」対応について

はじめに

原子力発電所が存立できる大前提は、発電所立地町に対し、法と約束を厳格に守ることである。

したがって、本件事故は安全確保協定に反し、双葉町の信頼を裏切ったのである。しかも、本件事故の責任回避のために、「想定外」の事故と主張しているが、ウソの申告によって、発電所周辺自治体及び住民を恐怖と落胆に至らしめている。

本件事故は、「長期評価」の15.7mという津波の波高予測を、安全確保協定に基づいて考慮すれば、被告東電が双葉町長らに、必然的に報告される重要な事案であった。

第一原発は、O P プラス 10 m の地盤に、1号機から 4号機と関連施設が建っているので、15.7mの津波が予想されるとすれば、津波に浸水されて、大きな被害が発生することは、発電所周辺の住民ならだれでも知っている。

したがって、長期評価の15.7mという津波の波高予測について、無防備のまま原子力発電所を運転継続することは、住民の生命、身体、財産等を甚大な危険にさらすこととなり、地元自治体としては取り得ない選択であることは言うまでもないことである。

双葉町は当然、東電から「長期評価」の報告があれば、その内容を検討し、双葉町自身の津波避難対策を急ぐとともに、第一原発については、安全確保協定に基づき、福島県原子力発電所安全確保技術連絡会の審議・検討を行い、その結果を福島県原子力発電所安全確保連絡会で検討される。

更に、福島県原子力発電所所在町協議会でも検討し、福島

県と共に東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対し、津波対策が完成するまで、原子力発電所の稼働停止を必ず求めていた。

第1 安全確保協定及びその運用の定めについて

1. 安全確保協定の定め

「東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書（甲ハ11号証）」の主な定めは以下のとおりである。

(1) 当事者

甲：福島県知事、乙：双葉町長、大熊町長、丙：東京電力株式会社取締役社長

(2) 前文 目的

福島県（以下「甲」という。）、双葉町及び大熊町（以下「乙」という。）並びに東京電力株式会社（以下「丙」という。）は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）周辺地域住民の安全の確保を目的として次のとおり協定する。

(3) 2条 事前了解

丙は、原子炉施設及びこれと関連する施設等の新增設又は変更しようとするときは、事前に甲及び乙の了解を得るものとする。

(4) 3条 通報連絡

1項「丙は、甲及び乙に対し、安全確保対策のため必要な事項をその都度通報連絡するものとする。」

(5) 5条 技術連絡会

「甲、乙及び丙は、福島第一・第二原子力発電所の安全確保及び信頼性向上に関することについて協議を行うため、福島県原子力発電所安全確保技術連絡会（以下「技術連絡会」という。）を設置するも

のとする。

(6) 13条 連絡会議

甲及び乙は、周辺の安全確保に関し緊密な連絡を保つため、地元関係町とともに福島県原子力発電所安全確保連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置するものとする。

2. 安全確保協定の運用についての定め

福島県（以下「甲」という。）、双葉町、大熊町、富岡町及び楢葉町（以下「乙」という。）並びに東京電力株式会社（以下「丙」という。）は、昭和51年3月22日締結した東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定及び東京電力株式会社福島第二原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定（以下「協定」という。）第16条の規定に基づき、協定の運用に当たって下記のとおり了解するものとする。

① 通報連絡要綱

3. 第2条関係

(1) 事前了解の対象とするものは、原子炉等規制法に基づく施設の設置、変更のうち周辺地域住民の線量当量の評価に関するもの、並びに復水器の冷却に係る取排水施設とする。

(2) 丙は、事前了解を得ようとするときは、その計画の概要を記述した文書をもって、甲及び乙に提出するものとする。

なお、この計画の概要書には、周辺地域住民の線量当量の評価に関する事項及び復水器の冷却に係る取排水に関する事項を含むものとする。

4. 第3条第1項関係

丙が、甲及び乙に対し、安全確保対策等のため必要な事項を通報連絡する時期については、連絡事項の内容により、定期的に連絡、事前に連絡、発生後直ちに連絡するものに分けるものとする。

5. 第3条第2項関係

通報連絡すべき事項及びその方法は、甲、乙及び丙が協議し、原子力発電所に関する通報連絡要綱（別紙1）に定めるものとする。

② 技術連絡会運営要綱

7. 第5条第2項関係

福島県原子力発電所安全確保技術連絡会の組織及び運営に関し必要な事項は、福島県原子力発電所安全確保技術連絡会運営要綱（別紙2）に定めるものとする。

③ 連絡会議運営要綱

12. 第13条第2項関係

福島県原子力発電所安全確保連絡会議の組織及び運営に必要な事項は、福島県原子力発電所安全確保連絡会議運営要綱（別紙3）に定めるものとする。

第2 双葉町における事前了解対応について

1. 被告東電からの通報連絡

長期評価の予測は、双葉町等地元自治体の住民の安全確保上、重要な事項であり、被告東電は、安全確保協定第2条に基づき、地元自治体に対し、当然に通報連絡すべきこととなる。

長期評価の報告を、東京電力から聞いた双葉町は、直ち

に、町の地域の秩序及び町民の生命、身体を津波災害から守るために、原子力発電所の津波災害予防対策の検討に入る。

2. 被告東電からの事前了解の要請

被告東電は、長期評価の予測への対応措置について、安全確保協定第3条に基づき、地元自治体に対し、地元自治体の事前了解を要請することとなるが、その対応措置が原子炉の稼働停止であることは、当然のことである。

なお、双葉町では、双葉町の住民の安全確保を優先するため、予め設けられていた福島県原子力発電所安全確保連絡技術連絡会に「事前了解の申し入れについて」の検討を付託し、その結論が出るまで、発電所の運転停止を求めることがある。

3. 双葉町長における要請への対応方針決定

双葉町長が、町執行部の幹部会議を開催して、双葉町として、稼働停止措置につき事前了解するとの方針を決定する。

双葉町長としては、安全確保協定に基づく安全確保連絡会議に臨むこととなる。

4 安全確保協定が定める機関及び町議会

(1) 技術連絡会

長期評価が示す15.7mという、津波の波高は福島第一原子力発電所のOPプラス10mの地盤高と比べると、原子力発電所の地上階及び地下構造物は水没してしまうことは、安全確保協定に基づく報告・連絡事項なので、技術連絡会の開催要件になり、双葉町が技

術連絡会の会議の開催を要請することになる。

①被告東電及び被告国からの推進本部の「長期評価」への対処状況についての説明に基づき協議

②協議の結果、双葉町として、被告東電に対し、先ずは福島第一原発を稼働停止する措置を探ることについて了解することを決定する。

(2) 連絡会議

①福島県生活環境部長及び双葉町長、大熊町長、富岡町長、檜葉町長、広野町長、浪江町長、南相馬市長等をメンバーとする連絡会議において、技術連絡会の協議結果に基づき審議する。

②審議の結果、連絡会議として、技術連絡会が、被告東電に対し、福島第一原発を稼働停止する措置を探ることについて了解することを決定したことに異議がないことを確認する。

(3) 町議会

町長が、推進本部予測の「長期評価」に関する協議のため、臨時町議会を招集し、以下について提案理由を審議する。

① 技術連絡会における検討結果報告を基に審議する。

② ①の議題に基づき、福島第一原発を稼働停止することについて、双葉町議会は了解することを決議。

5 双葉町長の要請への回答

①双葉町が、被告東電に対し、上記町議会の決議に基づき、福島第一原発を稼働停止するについて了解することを決定した旨伝える。

②なお、双葉町としては、被告東電に対し、長期評価の

予測に対する適切な回避措置が実施されるまで、安全確保協定の本旨により、双葉町の住民の生命、身体及び財産を保護する使命を果たすために、原子炉の運転停止を求めるることは搖るぎないものである。

第3 被告東電の安全確保協定運用の実態

被告東電の数々のトラブル隠しの発覚事件において、反省と称して「4つの誓い」を示していたが、実態が伴わない「虚偽」で取り繕い、「長期評価」の極めて重大な報告を隠蔽して、土木学会に検討を依頼している間に、無駄な時間を浪費して津波対策を怠ったために、東日本大震災に伴う大津波によって、第一原子力発電所の1号機から4号機及び関連施設を水没させて、第一原子力発電所の破壊に至った。

安全確保協定に正直に従い、甲及び乙に対し、長期評価による影響を隠さず報告していれば、地元では、それぞれの自治体を大津波襲来から守るために防災・避難の備えをすることに繋がり、多くの犠牲者を出すことはなかったのである。

尚、最悪なのは、プルサーマル計画を受け入れるために開催した、技術連絡会の会議資料から、既に示されていた長期評価に基づく津波対策を記載しないで、発電所の運転を「止める」原子炉を「冷やす」放射能を「閉じ込める」は達成できると記載して、恰も、MOX燃料を3号機に装荷しても、何も問題ありませんと、技術連絡会の委員と受け入れ側の双葉町を騙したことは、安全確保協定に違反した最悪の事案でもある。

又、東京電力から毎日報告されるトラブルについて、事故前の双葉町長は、東京電力に対して「このような小さなト

ラブルを続けていると、やがて会社を潰すような大事故に繋がる」と発電所長に忠告をしていたが、発電所長は笑いながら「町長、そのようなことは起きません」と答えていたことがウソだったのである。

東京電力は、安全確保協定順守を忘れていた訳ではないはずだが、経営者が協定を軽率に扱っていたから、事故に至ったので、最高裁判決が言う「本件事故は防げなかつた」という判示は、安全確保協定の存在を無視した不当なものである。

ここまで陳述で、被告東電が安全確保協定を遵守さえすれば防げた事故であることは、ご理解いただけたものとする。

地元自治体の双葉町にとって晴天の霹靂で、人災によつて惹起された本件事故後の被害者を、卑下するような不当な扱いは、到底受け入れられるものではない。

後記

1. 【地震本部（政府の地震調査研究推進本部）は二〇〇二年七月、「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」（「長期評価」）をとりまとめ、「日本海溝沿いの三陸沖～房総沖のどこでも津波地震が起きる可能性がある」と指摘した。「三十年以内に20%」と数字も提示】「島崎邦彦氏著書『3. 11 大津波の対策を邪魔した男たち』22頁」と記されている。

このときには、15.7mの津波が起きるという「長期評価」が政府から提起されていた。この「長期評価」について、中央防災会議の頂点の内閣府防災担当から、公表を妨害

する様々な動きがあって、容易ではなかったとも記されている。

しかも、2010（平成22）年6月11日「津波対策の推進に関する法律（案）」が、衆議院174回国会に二階俊博議員外6名から提出されていたが、民主党の反対で廃案にされていたことがある。このことを尋ねられた菅直人総理大臣は、知らなかつたと言い、2011（平成23）年6月9日第177回国会に修正案「法律第七十七号」を国会に提出し、同年6月17日に可決成立した。

自民党の赤沢亮正議員は、2010年に可決されていなかつたので、被害者が増大したと批判した。菅直人総理大臣は、早期に法案を通していれば、もっと人命が救えたと延べて民主党政権の非を認めた。

2. 原告は、2005（平成17）年の12月に双葉町長に就任したので、前職から「長期評価」について、係わったことは引き継いでいなかつた。しかし、2002（平成14）年といえば、東京電力のトラブル隠しが発覚して、福島県を挙げて発電所の運転停止の動きが激しくなり、2003（平成15）年4月15日、ついに県内10基全ての原子炉が停止させられた時と、微妙に重なつていた。

今考えると、被告東京電力と政府、規制主務省庁らが、トラブル隠しを公表させて世論を混乱させて、「長期評価」による第一原発の津波対策の必要性を、偽装したのかもしれない。

さて、「長期評価」の予測には、大きな課題が潜んでいる。

大きな課題とは、双葉町地域防災計画には、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、双葉町防災会議が作成する計画であって、町、関係機関、住民等がその全機能を發揮し、相互に有機的な関連をもって、町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策を実施することにより、町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする等の所掌事務及び組織を定める『双葉町防災会議条例』」と定められていたが、
「長期評価」に関する大きな議論が起きていなかったので、
双葉町は、被告東電らによって意図的に、津波災害が予見す
ることを隠されていたことが窺える。

この為、非常に残念ながら、双葉町には、津波避難対策計画が備えていたにもかかわらず、「長期評価」の15.7mの警鐘が伝わらず、ついに、2011（平成23）年3月11日に発生した東日本太平洋沖地震・大津波によって、中野、中浜、両竹の3つの集落が津波で流されて、20名の溺死者と1名の行方不明の犠牲者を出してしまった。

「長期評価」の情報が、具体的に詳しく知らされていなかったことにより、双葉町は災害近代史上、大津波による最大の人災被害を発生させられたのである。

その上で被告東電は、原告ら双葉町住民に対し、ウソを重ねながら上からの目線で「金」をくれてやるという態度で、傲慢に接している。恥じらいの念が全く無い社風が、東京電力株式会社の正体である。

終わり

東京電力株式会社福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所 周辺地域の安全確保に関する協定の運用について

福島県（以下「甲」という。）、双葉町、大熊町、富岡町及び楢葉町（以下「乙」という。）並びに東京電力株式会社（以下「丙」という。）は、昭和51年3月22日締結した東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定及び東京電力株式会社福島第二原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定（以下「協定」という。）第16条の規定に基づき、協定の運用に当たって下記のとおり了解するものとする。

記

1. 第1条第1項関係

関係諸法令の遵守等の中には、いわゆる「as low as reasonably achievable」の精神等にのっとり、以下の事項についての不断の努力を含むものとする。

- (1) 放射性廃棄物の放出低減
- (2) 放射線業務従事者の被ばく低減
- (3) 請負事業者に対する関係法令の遵守及び放射線安全上の教育・訓練の実施に関する指導監督

2. 第1条第2項関係

- (1) 「品質保証活動」とは、原子力発電所品質保証検討委員会の報告書（昭和56年9月8日）でいう活動であり、原子力発電所の安全性及び信頼性を向上させるに必要な、①機器、材料の標準化、②品質保証に関する教育・訓練の推進、③運転・保守管理マニュアル類の充実などの計画的かつ系統的なすべての活動をいう。
- (2) 丙は、請負企業等における品質保証活動に関し、積極的に協力・支援するものとする。

3. 第2条関係

- (1) 事前了解の対象とするものは、原子炉等規制法に基づく施設の設置、変更のうち周辺地域住民の線量当量の評価に関するもの、並びに復水器の冷却に係る取排水施設とする。
- (2) 丙は、事前了解を得ようとするときは、その計画の概要を記述した文書をもって、甲及び乙に提出するものとする。

なお、この計画の概要書には、周辺地域住民の線量当量の評価に関する事項及び復水器の冷却に係る取排水に関する事項を含むものとする。

4. 第3条第1項関係

丙が、甲及び乙に対し、安全確保対策等のため必要な事項を通報連絡する時期については、連絡事項の内容により、定期的に連絡、事前に連絡、発生後直ちに連絡するものに分けるものとする。

5. 第3条第2項関係

通報連絡すべき事項及びその方法は、甲、乙及び丙が協議し、原子力発電所に関する通報連絡要綱（別紙1）に定めるものとする。

6. 第4条関係

乙に環境放射能等の測定体制が整備されたときは、乙も測定の実施主体とするよう協定第4条及び第6条の改正を行うものとする。

7. 第5条第2項関係

福島県原子力発電所安全確保技術連絡会の組織及び運営に関し必要な事項は、福島県原子力発電所安全確保技術連絡会運営要綱（別紙2）に定めるものとする。

8. 第8条関係

(1) この規定に基づき甲又は乙が立入調査を行う場合は、甲及び乙は事前に協議を行い、特別の事情がない限り甲乙合同で実施するものとする。

(2) 乙が特に必要あると認めるときは、乙に立地する発電所以外の発電所（東京電力株式会社福島第一原子力発電所又は福島第二原子力発電所）への立入調査に立ち会うことができるものとする。

(3) 甲又は乙が立入調査を行うときは、丙はこれに積極的に協力するものとする。

また、立入調査を行う甲及び乙の職員は、丙の定める安全管理及び放射線管理に関する規定を遵守するものとする。

9. 第9条関係

(1) この規定に基づき甲又は乙が状況確認を行う場合は、原則として甲乙合同で実施するものとする。

(2) 甲又は乙が状況確認を行うときは、丙はこれに積極的に協力するものとする。

また、状況確認を行う甲及び乙の職員は、丙の定める安全管理及び放射線管理に関する規定を遵守するものとする。

10. 第10条関係

甲又は乙が適切な措置の要求を行う場合は、甲及び乙は十分協議するものとする。

11. 第12条関係

この規定に基づく補償は、事故等に起因して、風評による農林水産物の価格低下、その他営業上の損害が生じたときにおいて、相当の因果関係が認められる場合は、その損害を補償することを含むものとする。

12. 第13条第2項関係

福島県原子力発電所安全確保連絡会議の組織及び運営に必要な事項は、福島県原子力発電所安全確保連絡会議運営要綱（別紙3）に定めるものとする。

附 則

昭和51年4月1日から実施する。

昭和57年3月30日一部改正

昭和60年12月27日一部改正

附 則

平成3年4月1日から実施する。

平成3年3月18日

福島県保健環境部長

双葉町長

大熊町長

富岡町長

楢葉町長

東京電力株式会社

原子力業務部長

原子力発電所に関する通報連絡要綱

原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定に基づきこの要綱を定める。この要綱において甲、乙及び丙とはそれぞれ次の機関をいうものとする。

- 甲 福島県生活環境部原子力安全対策課、福島県原子力センター
- 乙 双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、南相馬市及び浪江町
- 丙 東京電力株式会社福島第一原子力発電所
東京電力株式会社福島第二原子力発電所

第一 連絡事項

1 丙は、甲及び乙に対し次の事項を定期的に連絡するものとする。

- (1) 発電所建設工事の進捗状況
- (2) 発電所の試運転、定期検査（燃料取替を含む。）の実施計画及びその実施結果
- (3) 発電所の保守運転状況
- (4) 発電所の工事計画の概要
- (5) 放射性廃棄物の放出及び保管状況並びに放射線業務従事者の被ばく状況
- (6) 使用済燃料の保管状況
- (7) 品質保証活動の実施状況

2 丙は、甲及び乙に対し次の事項を事前に連絡するものとする。

- (1) 新燃料及び使用済燃料を輸送するとき。
- (2) 放射性固体廃棄物を敷地外に搬出するとき。
- (3) 協定第2条の規定による事前了解の対象となるものを除き、原子炉等規制法に基づく施設の設置、変更をしようとするとき。
- (4) その他必要と認められる事項

3 丙は、甲及び浪江町を除く乙に対し次の事項を発生後直ちに連絡するものとする。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第37条第1項に基づき丙が定めた原子炉施設保安規定の緊急事態を発令したとき。
- (2) 放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の輸送中に事故があったとき。
- (3) 放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (4) 原子炉を起動し、及び停止したとき。
- (5) 発電機を並列し、及び解列したとき。
- (6) 原子炉施設に故障があったとき。
- (7) 非常用炉心冷却装置が作動したとき。（起動信号が発信したときを含む。）
また、この場合、配管破断の有無を確認したとき。
- (8) 原子炉内で異物を発見したとき。
- (9) 放射性廃棄物の排出濃度が法令に定める濃度限度等を超えたとき。

- (10) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外で漏えいしたとき。
- (11) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域内で漏えいした場合において人の立入制限等の措置を講じたとき。
- (12) 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量限度を超えたとき。ただし、線量限度以下の被ばくであっても、被ばく者に対して特別の措置を必要とするときも同様とする。
- (13) 敷地内において火災が発生したとき。
- (14) 原子炉施設に関し人の障害（放射線以外の障害であって軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (15) 前各号のほか発電所敷地内で起きた事故であって周辺住民に不安を与えるおそれがあるとき。
- (16) その他必要と認められる事項

第二 連絡体制

1 送受信者及び取扱い責任者の選任

甲、乙及び丙は次によりそれぞれ送受信者及び取扱い責任者を選任し相互に通知しておくものとする。

ただし、丙は、送信について送信先別に正副の通報連絡担当者を定め、甲及び乙に通知しておくものとする。

第1送受信者

第2送受信者

第3送受信者

取扱い責任者

2 連絡方法

(1) 連絡事項のうち1及び2の事項については原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する事項及び中間報告等については電話又はファックスで連絡するものとする。

(2) 連絡事項のうち3については原則として電話又はファックスで連絡するものとするが、内容が多量又は難解であって電話又はファックスのみで十分連絡でき得ないものについては、その後速やかに、直接又は文書をもって連絡するものとする。

(3) 前2号の文書の宛先等は、甲は福島県生活環境部長、乙は町長及び市長、丙は発電所長とする。

(4) 連絡の経路は、おおむね次のとおりとする。

ア 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に係る事項

① 東京電力株式会社福島第一原子力発電所は直接次の機関に連絡する。ただし、第一の3に規定する事項については、富岡町及び楢葉町にも連絡する。

福島県生活環境部原子力安全対策課、福島県原子力センター、双葉町、大熊町及び東京電力株式会社福島第二原子力発電所

④ ①の連絡を受けて、福島県原子力センターは南相馬市及び第一の3に規定

する事項を除き浪江町に連絡する。同様に東京電力株式会社福島第二原子力発電所は第一の3に規定する事項を除き、これを富岡町及び楢葉町に連絡する。

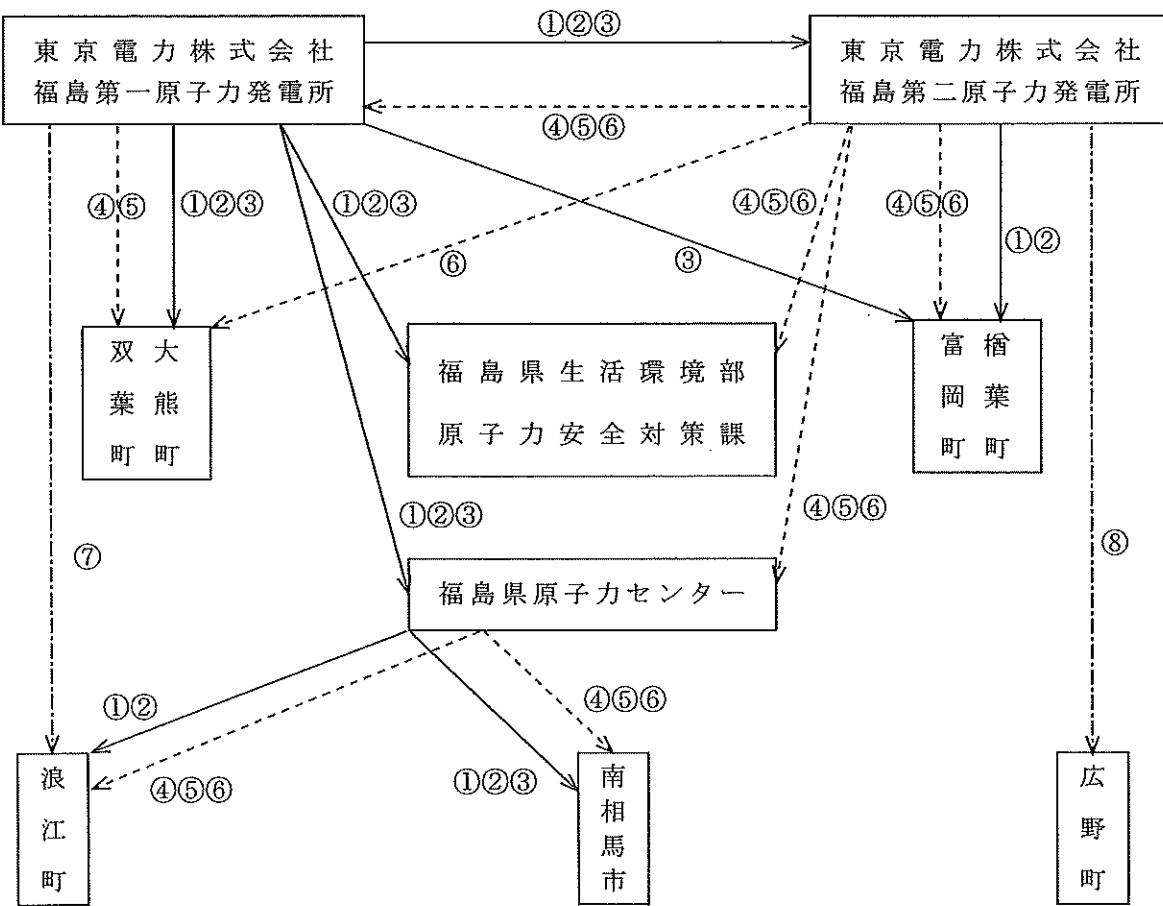
イ 東京電力株式会社福島第二原子力発電所に係る事項

(ア) 東京電力株式会社福島第二原子力発電所は直接次の機関に連絡する。ただし、第一の3に規定する事項については、双葉町及び大熊町にも連絡する。

福島県生活環境部原子力安全対策課、福島県原子力センター、富岡町、楢葉町及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所

(イ) (ア)の連絡を受けて、福島県原子力センターは南相馬市及び浪江町に連絡する。同様に東京電力株式会社福島第一原子力発電所は第一の3に規定する事項を除き、これを双葉町及び大熊町に連絡する。

(参考図)



- 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に関する連絡経路
 ① 「定期的に」連絡する事項（要綱第一の1の事項の連絡経路）
 ② 「事前に」連絡する事項（要綱第一の2の事項の連絡経路）
 ③ 「発生後直ちに」連絡する事項（要綱第一の3の事項の連絡経路）
- 東京電力株式会社福島第二原子力発電所に関する連絡経路
 ④ 「定期的に」連絡する事項（要綱第一の1の事項の連絡経路）
 ⑤ 「事前に」連絡する事項（要綱第一の2の事項の連絡経路）
 ⑥ 「発生後直ちに」連絡する事項（要綱第一の3の事項の連絡経路）
- 別に締結された通報連絡協定による連絡経路
 ⑦⑧ (要綱第一の3に規定する事項に相当)

3 連絡送受信簿の備え付け

甲、乙及び丙は、それぞれ下記様式の連絡送受信簿を備え付け整理しておくものとする。

様式1 (一般用)

原子力発電所に関する連絡送受信簿

送信日時	年　月　日　時　分	送信者
受信日時	年　月　日　時　分	受信者
(連絡内容)	件　名	

様式2 (事故・故障等発生時第一報用)

第　一　報

送信日時	年　月　日　時　分	送信者
受信日時	年　月　日　時　分	受信者
[件　名]		
[発　生　場　所]		
[発　生　日　時]		
[電　気　出　力]		
[発生時の状況]		
[放射能の影響]		
[ECCS系の状況]		
[その他の事項]		

4 通報連絡担当者会議

甲は、円滑な通報連絡体制を維持するため甲、乙及び丙の通報連絡担当者からなる連絡会議を開催するものとする。

附　　則

この要綱は、昭和51年4月1日から実施する。

昭和51年6月1日 一部改正

昭和53年4月1日 一部改正

昭和57年3月30日 一部改正

昭和60年12月27日 一部改正

平成元年4月1日 一部改正

平成3年4月1日 一部改正

附 則

この要綱は、平成5年1月22日から実施する。

平成6年4月1日 一部改正

附 則

この要綱は、平成10年4月22日から実施する。

平成13年4月25日 一部改正

平成14年4月1日 一部改正

平成15年4月1日 一部改正

平成18年1月1日 一部改正

平成20年4月1日 一部改正

平成22年8月1日 一部改正

福島県原子力発電所安全確保技術連絡会運営要綱

原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定に基づきこの要綱を定める。

第一 構 成

福島県原子力発電所安全確保技術連絡会（以下「技術連絡会」という。）は、別表第1の機関名欄に掲げる機関ごとに、当該機関の長がその職員の中から指名した同表の人数欄に掲げる人数の委員をもって構成する。

第二 所掌事務

技術連絡会は次の事項について協議するものとする。

- (1) 環境放射能測定の基本計画及び実施要領の策定に関すること。
- (2) 環境放射能測定結果の評価・解析に関すること。
- (3) 環境放射能に関する情報交換に関すること。
- (4) 事前了解に係る技術的事項に関すること。
- (5) 原子力発電所の安全性に関する事故・故障等に関すること。
- (6) その他安全確保及び信頼性向上のため特に必要と認められること。

第三 学識経験者等の意見の聴取

技術連絡会において特に必要と認めるときは、学識経験者又は関係機関の職員の意見又は説明を聞くことができるものとする。

第四 議 長

1. 技術連絡会に議長を置く。
2. 議長は、福島県生活環境部次長（県民安全担当）をもって充てる。
3. 議長は、技術連絡会及び第六の規定に基づく幹事会を招集し、議事の運営に当たる。
4. 議長は、議長が不在若しくは事故がある場合の職務代理者をあらかじめ指定しておくものとする。

第五 安全対策部会の設置

1. 技術連絡会に、第二の第4号から第6号までに掲げる事項について協議を行わせるため、安全対策部会（以下「部会」という。）を置く。
2. 部会に属すべき委員は、別表第2の機関名欄に掲げる機関の長が、それぞれ同表の人数欄に掲げる人数を指名する。
3. 部会において特に必要と認めるときは、学識経験者又は関係機関の職員の意見又は説明を聞くことができるものとする。
4. 部会長は、福島県生活環境部原子力安全対策課長をもって充てる。
5. 部会長は、部会の会議を招集し、議事の運営に当たる。
6. 部会長は、部会長が不在若しくは事故がある場合の職務代理者をあらかじめ指定しておくものとする。
7. 技術連絡会は、部会の協議をもって技術連絡会の協議とするものとする。

第六 幹事会の設置

1. 技術連絡会に、第二の第1号から第3号までに掲げる事項について事案の整理を行わせるため、幹事会を置く。
2. 幹事会は、別表第1の区分欄の甲及び丙の職員の中から議長が委嘱する。

第七 技術連絡会等の開催

1. 技術連絡会は、原則として3か月に1回開催する。ただし、必要があるときは臨時に開催することができる。
2. 部会は、必要な都度開催する。
3. 幹事会は、必要な都度開催する。

第八 報告等

1. 技術連絡会は、甲及び丙の環境放射能の測定結果を評価したときは速やかに甲、乙及び丙に報告するものとする。
2. 技術連絡会は原則として毎年、前年度に係る環境放射能の測定に関する評価の結果を報告書としてまとめ、甲、乙及び丙に提出するものとする。
3. 技術連絡会は、部会において協議を行ったときは速やかに甲及び乙に報告するものとする。

第九 補則

1. 技術連絡会の事務は、福島県生活環境部原子力安全対策課で行う。
2. この要綱に定めるもののほか、技術連絡会の運営に関して必要な事項及びこの要綱に定めのない事項については、その都度協議のうえ定めるものとする。

附 則

1. この要綱は、平成3年4月1日から実施する。
2. 昭和51年4月1日に定めた福島県原子力発電所安全確保技術連絡会運営要綱は、廃止する。

平成6年4月1日 一部改正

平成9年6月30日 一部改正

平成13年4月1日 一部改正

平成14年4月1日 一部改正

平成15年4月1日 一部改正

平成20年4月1日 一部改正

別表第1 福島県原子力発電所安全確保技術連絡会

区分	機関名	人数
甲	福島県生活環境部	2
	福島県原子力センター	2
	福島県環境センター	1
	福島県環境医学研究所	1
	福島県水産試験場	1
乙	双葉町	2
	大熊町	2
	富岡町	2
	楢葉町	2
丙	東京電力株式会社本店	2
	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	2
	東京電力株式会社福島第二原子力発電所	2

(福島県生活環境部の人数には議長を含む)

別表第2 安全対策部会

区分	機関名	人数
甲	福島県生活環境部	2
	福島県原子力センター	2
乙	双葉町	2
	大熊町	2
	富岡町	2
	楢葉町	2

(福島県生活環境部の人数には部会長を含む)

福島県原子力発電所安全確保連絡会議運営要綱

原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定に基づき設置する福島県原子力発電所安全確保連絡会議（以下「会議」という。）の運営は、この要綱の定めるところによる。

第一 構 成

会議は次の構成員をもって組織する。（以下「委員」という。）

福島県生活環境部長	大熊町長
南相馬市長	富岡町長
浪江町長	楢葉町長
双葉町長	広野町長

第二 運 営

1. 会議においては主として技術連絡会の報告、原子力発電所の安全確保に関する情報交換を行い、かつ、そのために必要な次の事業を行う。
 - (1) 情報交換
 - (2) 研修
 - (3) 調査及び研究
 - (4) 陳情及び要請
 - (5) その他会議が必要と認める事業
2. 会議が必要と認めたときは、関係行政機関、学識経験者又は原子力発電所関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

第三 会 長

1. 会議に会長を置く。
2. 会長は地方公共団体の長である委員の中から会議において互選する。
3. 会長は会議を代表し、会務を統轄する。
4. 会長に事故あるときは、会長の指名する委員がその職務を代理する。
5. 会長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
6. 会長の任期満了後においても、後任者が就任するまでは引き続きその職務を行う。

第四 会 議

1. 会長は会議を招集し、その議長となる。
2. 会議は必要の都度開くものとする。
3. 会議には委員の指名する当該所属職員の代理出席を認めるほか、必要な所属職員を陪席させることができる。

第五 そ の 他

1. 会議の経費は各委員において負担するものとする。
2. 会議の事務局は会長の所属する地方公共団体に置く。

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から実施する。

昭和53年4月1日 一部改正

平成6年4月1日 一部改正

平成13年4月1日 一部改正

平成18年1月1日 一部改正